

漁業法（昭和27年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、同法57条第1項の農林水産省令で定める瀬戸内海機船船びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他の制限措置

	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
1	瀬戸内海機船船びき網漁業	操業区域の1	周年	50馬力又は143kW以内の許可証に記載されている推進機関の馬力数以内	10トン以上20トン未満の許可証に記載されている船舶の総トン数以内	1	県内に住所を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年3月6日から同月13日まで

別記 操業区域

- 1 鳴門市里浦町大磯崎と兵庫県南あわじ志潮崎とを結んだ直線と、阿南市椿町蒲生田岬燈台と和歌山県日高郡日高町日ノ御埼燈台を結んだ直線との間の徳島県海域